平成２３年（フ）第３０２号
盛岡市山王町７番17号、旧住所愛知県名古屋市中川区松年町１丁目70番地の１
債務者　斧　　陽子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３０５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町５番地
債務者　小野寺康子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４０１号
千葉県流山市三輪野山１丁目1162番地の１　レオパレスミワノパーク309
債務者　高埜　智考
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４０６号
千葉県我孫子市新木野１丁目10番62号　206号
債務者　田口　良夫
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４１６号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目６番19号　ペアーブラッサムＡ203
債務者　横山　里実
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２４号
千葉県松戸市常盤平２丁目24番地の１　常盤平公団住宅１街区42棟406号
債務者　副島　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２７号
千葉県松戸市東平賀234番地の37　エスポワール北小金502号
債務者　森山喜枝子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４３５号
千葉県柏市豊四季341番地97　グリーンパレス101号
債務者　妹尾　智弘
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４４９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目７番12―４号
債務者　梶本　義孝
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４５３号
千葉県松戸市三ケ月1496番地　川津グランドハイツ205号
債務者　篠原　慎吾
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４５４号
千葉県松戸市三ケ月1496番地　川津グランドハイツ205号
債務者　篠原　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４６５号
千葉県柏市光ヶ丘団地５番18―206号
債務者　大串　明美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４６９号
千葉県松戸市新松戸４丁目240番地　日暮ハイツ101号
債務者　沖　　敏男
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４７０号
千葉県松戸市新松戸４丁目240番地　日暮ハイツ101号
債務者　沖　とし子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１１号
長崎県対馬市厳原町久田48番地79クマモトアパート202号、前住所長崎県対馬市厳原町久田95番地97
債務者　内山　新吾
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
長崎県対馬市厳原町久田435番地20　中庭ハイツ102号、住民票上の住所長崎県対馬市厳原町豆酘3272番地
債務者　小島　定幸
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
福島県石川郡石川町字南町105番地の４、前住所福島県石川郡石川町大字谷沢字太夫内38番地
債務者　元木　正信
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係